

会 員 殿

(一社) 旭川地区トラック協会
会 長 湯 野 信 一

平成 30 年度第 2 回(稚内市)初任運転者教育研修会開催のご案内

立夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の業務運営に対しご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月 12 日に準中型免許(最大積載量 4.5 t 未満・車両総重量 7.5 t 未満)制度が創設されたことに関連し、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が改正され、初任運転者に対する特別な指導及び内容については 15 時間以上の指導、又、実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を 20 時間以上指導することが義務付けられました。

標記教育研修は、トラックの安全な運転に関する自らの技能及び知識の程度を把握する指導教育の一つになっています。

つきましては、下記により研修会を開催いたしますので、6 月 25 日(月)まで受講申込書に必要事項を記載の上、お申込み下さる様宜しくお願い申し上げます。

— 記 —

1. 日 時 ・ 場 所

稚内総合文化センター 2F 美術室 稚内市中央 3 丁目
平成 30 年 7 月 3 日(火) 9 時～17 時 (休憩除く 7 時間)

平成 30 年 7 月 4 日(水) 9 時～16 時 (休憩除く 6 時間) **計 13 時間**

(受付 8:30～ 開講 9:00～)

※8 時 30 分より前は会場が施錠されている可能性がありますのでご了承下さい。

2. 受 講 対 象 者

初任運転者(乗務前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことが無い方)で必ず受講が出来る方

3. 研 修 費 用 無 料

4. 研 修 内 容

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針の全 12 項目、但し、実際に車両を用いて指導する項目は除きます。この為、事業所において 2 時間以上実際の車両を用いて所定項目の指導を実施・記録をすること、又、実際にトラックを運転させ安全な運転方法を 20 時間以上指導・記録をすることが必要となります。

平成30年7月3日～7月4日稚内市開催

「初任運転者教育研修」受講申込書

当社から以下の者を受講させたく申込みいたします。

受講者	ふりがな	
	氏名	(男・女)
生年月日 (年齢)	年 月 日生	歳
会社・営業所名		
所在地	〒	
対象者	初任運転者 (平成29年3月12日以降に雇用し、過去3年間において 事業用トラックの乗務経験のない運転者に限定とする)	
担当者役職・氏名		
締切	平成30年6月25日 (厳守)	

【送付先】

一般社団法人旭川地区トラック協会

TEL(0166)-48-7244

FAX(0166)-47-5079

MAIL : asahikawa@hta.or.jp